

修学資金貸与制度に係る医師不足地域の見直しについて

1 厚生労働省の見解

厚生労働省から提供された「医師確保計画策定ガイドラインに関する疑義照会」によると、次のとおり。

(1) キャリア形成プログラム上の医師不足地域（医師少数区域）について

医師偏在指標に基づく基準に反して医師少数区域と設定することはできない。

(2) 見直し後の医師不足地域（医師少数区域）の適用について

義務年限開始時における医師少数区域における医療機関で勤務を行うという内容が適切と考えられる。



- ・ 地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）の義務履行にかかる医師不足地域は、医師偏在指標に基づく医師少数区域と一致させること。
- ・ 見直し後の医師不足地域（医師少数区域）については令和2年度（2020年度）に臨床研修を開始する修学生から適用すること。

2 本県における対応（案）

(1) 修学資金貸与制度に係る医師不足地域の見直し

厚生労働省の見解のとおり、医師確保計画に定める医師少数区域と一致させることとする。第7次医師確保計画における現時点での見込みは次のとおり。

| | 名称 | 対象二次保健医療圏 |
|------|--------|--|
| 現行 | 医師不足地域 | 水戸、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、 _____筑西・下妻、古河・坂東 |
| 見直し後 | 医師少数区域 | _____日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、 取手・竜ヶ崎、筑西・下妻、古河・坂東 |

(2) 修学生向けキャリア形成プログラム上の医師少数区域への適用

- ・ 原則、臨床研修開始時の医師確保計画に定める医師少数区域と一致させるものとする。
- ・ ただし、令和元年度以前入学者（義務内の修学生医師を含む）については、上記を厳格に適用すると制度離脱者が出る恐れがある。
- ・ このため、経過措置として、以下の取扱いを可能とすることについて、厚生労働省と協議を行うこととしたい。

令和元年度以前入学者：第7次医師確保計画に定める医師少数区域をキャリア形成プログラム上の医師少数区域とする。また、水戸医療圏を医師少数区域とみなす。

令和2年度以降入学者：原則どおりとする。

臨床研修開始時の医師確保計画に定める医師少数区域をキャリア形成プログラム上の医師少数区域とする。

【理由】

- ・ 令和元年度以前の入学者に対しては、入学以前より一貫して現行の医師不足地域におけるキャリア形成について説明している現状において、原則を厳格に適用すると、納得感の低下により制度離脱者が相次ぎ、地域定着を図れない恐れがあるため。
- ・ キャリア形成プログラムは「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」がなされる必要があるが、見直し後の医師少数区域に所在する医療機関において、水戸医療圏に所在する医療機関の持つ教育機能を代替するには、ある程度の時間を要すると考えられるため。
- ・ 医師少数区域である取手・竜ヶ崎医療圏において短期的に医師を確保するためには、義務内の修学生医師を誘導することが有効と考えられるため。

3 今後の作業スケジュール

- ・ 7～8月 水戸医療圏の「地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関」(地域枠の修学生医師が勤務することができる医療機関)の検討
- ・ 9月 地域医療医師修学資金貸与条例及び同施行規則の改正
- ・ 10月 医師不足地域及び上記の知事が定める医療機関を定めた告示の改正
- ・ 10月以降 改正内容の周知(修学生、修学生医師、地域枠設置大学、県内及び近隣の高等学校等、令和2年度地域枠応募者(修学資金貸与希望者)、県内臨床研修病院、専門研修基幹施設等)

4 医師修学資金貸与制度(一般修学資金)について

特定地域(医師が不足する地域)の見直し及び経過措置を含めた適用時期について、地域枠と同様に改正等を行う。